

## 申請書作成上の注意事項

- 1 申請書（届、報告書）及び添付書類については、各項の申請（提出）書類一覧表を参照する。
- 2 漁船名は漁船登録票どおりに記載する。漁船名に含まれる数字についても、漢数字とアラビア数字を区別して記載する。
- 3 印鑑証明書が添付書類となっている場合、申請書類の押印には実印を用いる。
- 4 住民票が添付書類となっている場合、申請書類に記載する住所は住民票の記載住所とする。
- 5 印鑑証明書、住民票、漁船原簿謄本等の公的機関の証明書類が添付書類となっている申請等を同時に2つ以上行う場合、1つの申請には原本を添付書類とし、その他の申請にはその写しを添付書類に代えることができる。
- 6 印鑑証明書、住民票、漁船原簿謄本等の証明書類は、所轄の公的機関が証明した日から、原則として3ヶ月以内のものとする。
- 7 本県知事に提出する申請に必要な手数料の納入は、福島県収入証紙を申請書に貼付して行う。